昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年3月15日発行第387号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

2009. 3

No.387

栃木県行政書士会

Index

contents

目次　・・・

書士会日誌　2009．2

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.
1～3	日月火	行政とちぎ編集	手塚部長　齋藤専門部員	―
2	月	新規採用職員面接選考	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長	―
2	月	総務部会	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長　毛塚副部長　秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	①
3	火	成年後見第４回中級研修会	廣田部長　奥村副部長　小泉理事	②
4	水	外国人関係相談機関連絡会議	風間専門理事	―
4	水	制度推進部会	堀越職務代理　福田副会長　石塚部長　鈴木昇理事　郷間理事	―
5	木	新入会員オリエンテーション	毛塚副部長　秋田理事	―
5	木	基礎研修会	江藤部長　長竹副部長	③
5	木	業務研修部会	福田副部長　江藤部長　長竹副部長　松長理事　市川専門部員　風間専門部員　渡辺専門部員	―
6	金	ＴＩＡ無料相談会に関する打合わせ	石塚部長　風間専門部員	―
6	金	行政とちぎ編集	手塚部長　齋藤専門部員	―
6	金	書士会ホームページについて	前澤部長　手塚部長　田代会員	―
7・11	土水	行政とちぎ編集	手塚部長　齋藤専門部員	―
8	日	定款作成に基づく委員会設置の骨子及び予算等	浅野会長　廣田部長　奥村副部長	―
9	月	財務経理部会	堀越職務代理　松本部長　根岸副部長　和賀井理事	―
10	火	編集会議	堀越職務代理　青木副会長　福澤副部長　宮澤理事　齋藤専門部員	―
10	火	事務局事務分掌について	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　福田副会長　前澤部長	―
10	火	登録交付式	浅野会長	―
12	木	事業承継伝達研修会	長竹会員　江藤会員	④
16	月	正副会長・部長・委員会	浅野会長　堀越職務代理　青木副会長　前澤部長　松本部長　手塚部長　石塚部長　江藤部長　廣田部長　齋藤委員長	―
17	火	「遺言、相続、遺産分割」法定業務研修　事前準備	江藤部長　長竹副部長	―
17	火	成年後見第５回中級研修会	廣田部長　奥村副部長　小泉理事　土方専門部員　藍原専門部員　藤野専門部員	⑤
18	水	「遺言、相続、遺産分割」法定業務研修　（１日目）	江藤部長　長竹副部長	―
19	木	「遺言、相続、遺産分割」法定業務研修　（２日目）	江藤部長　長竹副部長	―
20	金	ＴＩＡ相談会まとめ会	石塚部長　風間専門部員	⑥
23	月	新入会員登録交付式	浅野会長	―
24	火	成年後見中級研修会（補講第３・４回）	奥村副部長	―
25	水	苦情対応	浅野会長　青木副会長　前澤部長	―

書士会日誌　2009. 2

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.
25	木	新規登録会説明会	山本昭子理事	―
25	木	ＴＩＡ無料相談会	深見史会員　齋藤順子会員	―
26	金	第３回ＡＤＲ無料講習会	奥村副部長　土方専門部員　小林敏夫会員　栗林会員　田沼会員	―
26	金	日行連ＡＤＲ研修会自転車事故	廣田部長	⑦
27	土	日行連ＡＤＲ研修会愛護動物	廣田部長	⑧
28	日	業務開発部作業	廣田部長　奥村副部長	―

①総務部会
２日 13：30～17：00

１.新規登録者名簿回覧
２.平成２１年度事業計画案、予算案作成
業務外の外郭団体と連絡調整の予算化など
3.理事会協議事項の進捗状況の報告
申請取次行政書士管理委員会規則、成年後見サポートセンターの設立、会費納入方法の変更、会費免除、サーバー管理規定、選挙管理委員会
４.その他
新入会員オリエンテーション、事務局員補充、ＰＣ保守管理、サーバー機、会館維持管理

②成年後見第４回中級研修会
３日 13：30～15：30

講師：神奈川成年後見サポートセンター
研修委員長　条　智仁　先生
受講者　３３名
（内容）：任意後見実務と事例研究
１　任意後見契約締結の実務
【１】 本人の意思確認
（１） 後見人は誰にするか？
（２） 契約の目的（必要とする代理権）は何か？
（３） 類型は何にするか？
（４） 死後事務委任契約は必要か？
【２】 契約能力の確認
（１） 意思能力
（２） 署名能力
（３） 印鑑登録の有無
（４） 金銭面（費用・報酬等）
【決定事項、検討事項】
【３】 費用の確認
【４】 戸籍等の調査
【５】 公証人との打合せ
【６】 契約当日の確認事項
２　任意後見契約締結後の実務
【１】 財産の受け入れ
【２】 財産目録の作成
【３】 金融機関への届出
【４】 財産保管の方法
【５】 必要経費及び収入の把握
【６】 「私の生活設計」作成（覚書）
【７】 墓地所有の確認
【８】 委任者（本人）への業務報告
３　死後事務委任契約実務
【１】死後事務委任業務の実際
【２】相続人への財産引渡し
４　任意後見事例研究
【１】任意後見制度利用手続きの流れ
【２】任意後見代理権目録

③基礎研修会
５日 13：30～17：00

１時限目　行政書士取り扱い業務について
講師　横山　真会員

２時限目　諸証明書交付申請及びその見方
講師　岡井　正樹会員

３時限目　事務所経営と報酬額の考え方
講師　齋藤　裕会員

④事業承継伝達研修会
１２日 13:30～16:50

１時限目　許認可から見た事業承継実務研修会
講師　長竹 基行会員
（経営承継円滑化法、会社法、建設業、運送業、産廃業、風営業、承継計画、知的資産）

２時限目　全国研修会
講師　江藤 正巳会員
（自動車登録識別情報制度、建設業、産廃業、ビザ（査証）、債権法、新公益法人制度）

⑤成年後見第５回中級研修会
17 日 13：30～15：30

講師：神奈川成年後見サポートセンター
研修委員長　粂　智仁　先生
受講者　３５名
（内容）：法定後見実務と事例研究

１　法定後見制度申立ての実務
【１】　申立てまでの準備
（１）　必要性の検討（判断能力・状況）
（２）　申立て類型の決定（認知症の判断に向く医師、医師のプライド）
（３）　申立人と本人及び申立て費用
東京家庭裁判所の上申書
（４）　後見人候補者の決定
（５）　戸籍調査（職務上請求書及び委任状使用の請求者の証明方法）
（６）　推定相続人全てからの同意書
（７）　財産目録の調整は申立て直前に
（８）　申立ての実情記載例
（９）　申して立ての事前予約
２　後見開始後の審判後の実務
【１】　審判書謄本の受領
（１）　家裁よりの連絡文書の実例
（２）　家裁へ事務連絡の実例
【２】後見事務計画書及び財産目録の提出
３　後見人業務の実際

【決定事項、検討事項】

【１】　後見業務に関する記録の作成
①　金銭出納帳及び預金出納帳
②　後見事務経過一覧表の作成
③　後見事務実施交通費・実費一覧表
【２】　家庭裁判所や東京法務局への申請
（１）　特別代理人選任の申立て
（２）　居住用不動産の処分許可申立て
（３）　本人の氏名・住所・本籍・入院先、成年後見人の氏名・住所・に変更が生じたときの報告及び変更登記
（４）　財産管理方針の大きな変更
（５）　療養監護方針の大きな変更
【３】　後見の終了
（１）　本人の能力が回復した場合
（２）　本人が亡くなった場合

① 家庭裁判所に死亡の事実の報告
② 戸籍謄本取得、本人死亡記載済みのもの
③ 東京法務局に終了の登記申請
④ 家裁担当者に上申書にて報告
⑤ 本人財産について管理の計算（二ヶ月以内に実行）
⑥ 後見事務終了報告書の提出

４　法定後見事例研究

⑥ＴＩＡ相談会まとめの会
２０日１３：３０～１６：３０

１年間の相談内容についての意見交換
財団法人栃木県国際交流協会相談員、岡本英子様との意見交換

⑦日業連ＡＤＲ研修会；自転車事故
２６日 13：00～16：00

『自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争』
第一部　自転車事故・対話促進と専門知識・専門用語・道路交通法
第一章
１．自転車について
２．自転車関連用語
３．自転車関連法令
４．製造物責任
５．自転車の安全性向上について
第二章
１．道路交通法
２．運転者及び使用者の義務
３．道路交通法施行規則及び施行令
４．自転車に関する基準
５．安全な通行及び乗る人の心得

自転車事故：判例・事例解説
１．自転車事故の特徴
２．自転車事故の責任
刑法 209 条、210 条,211 条
民法 709 条,710 条,711 条,712 条,
713 条、714 条,715 条,719 条,
720 条,721 条、722 条,724 条
国家賠償法第１条
３．自転車事故における過失相殺
自転車対人の場合には圧倒的に自転車の責任が大きいようです。
(平成元年２月 28 日千葉地裁判決では、事故発正時：加害者の高校生と被告の千葉県に対し、合計金 15,021,394-及び訴訟費用の支払を命じています。

【本研修会受講雑感：自転車による人身事故の判例がこれほど多く、深刻な事態を起こしている事実に驚きました。】

⑧日業連ＡＤＲ研修会：愛護動物
２７日 9：00～15：30

『動物愛護に関する紛争』
第二部　動物法務とは
１．犬猫の飼育数
２．平成 18 年度：取引と処分の結果
３．取扱業登録業者の状況
４．動物の範疇分類
５．動物愛護法、動物健康衛生法、就労動物法、野生動物法、産業動物法、動物愛護管理法、獣医師法、獣医療法、動物医薬品関連法、狂犬病予防法、ワシントン条約、文化財保護法、自然公園法、鳥獣保護法、遺失物法、愛玩動物用飼料の安全の確保に関する法律

第三部　動物の取扱いに関して
第一章　動物関連許認可等

１．動物取扱業登録、畜舎の登録
２．特定動物危険動物の許可
３．野生動物捕獲・飼育許可
４．特定外来生物の許可
５．動物医薬品販売業許可

第二章　具体的な扱い例
１．小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露天等・インターネットによる販売業者、ペットホテル業者、美容業者、ペットのシッター、ペット幼稚園、ペット介護施設、ペットタクシー、
２．動物園、水族館、動物ふれあいパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設、アニマルセラピー、ドックカフェー、キャットカフェー
３．ペットレンタル業、映画等のタレント・撮影モデル、繁殖用等の動物派遣、動物の訓練調教業者、出張訓練業者
４．犬の訓練学校、動物のトリマー養成学校、愛玩動物飼養管理士、家庭動物販売士、公認訓練士、愛護動物取扱管理士、愛犬飼育管理士、動物看護士

第三章　ペットトラブル
１．売買トラブル（販売業者の事前説明義務とその実態、通信販売業者の義務、消費者契約法、瑕疵担保責任、個人間の売買）
２．無償譲渡のトラブル
３．人が動物を傷つけた場合
４．動物が動物を傷つけた場合
５．動物が人を傷つけた場合
６．近隣トラブルの特徴(民事上の責任)
７．獣医療契約の性質
８．獣医師の責任と権利
９．インフォームドコンセント
１０．セカンドオピニオン
１１．獣医師の説明不足・過剰医療・医療過誤、飼い主の思い込み・過剰反応

【本研修会受講雑感：必要性を感じ、かつ、言葉の大切さを痛感。必ず「なになにさんのネコちゃん、ワンちゃんと呼ぶのが良い様です。」
《ADR の推薦本：「倫理の根幹は共感である」（マーティン・ホフマン）「EQ こころの知能指数」(ダニエル・ゴールマン)》

行政とちぎ２月号記事　14P 故高島 俊夫会員の訃報記事の訂正について

行政とちぎ２月号記事 14P の故高島 俊夫会員の訃報記事について誤りがありました。
【誤】１２月２日に永眠　　【正】１１月２８日に永眠
ご遺族並びに関係各位の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

都市計画法に基づく許可制度の手引きの送付について

群馬県行政書士会は、群馬県担当課と協議し、「平成２０年版　都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」（平成２０年７月改訂版）を発行しました。
ご希望の方は、群馬県行政書士会事務局までお願いします。

群馬県行政書士会
ＴＥＬ：０２７（２３４）３６７７（代）

行政書士用電子証明書（タイプ１－G）利用申込み方法の一部変更について

～日行連より～

行政書士用電子証明書（ビジネス認証サービスタイプ１－G）の発行手続きが下記の通り一部変更されます。

現在、上記電子証明書を申し込む際には、申請書類として、本会が発行する「登録事項証明書」が必要ですが、その申請及び交付については、各単位会を経由することから、取得までに時間を要しており、その改善方を求める多くの要望がありました。

そのため、日本行政書士会連合会認証局運営委員会では、当電子証明書の発行元である日本商工会議所（以下「日商」という）認証局と検討を行い、今後は「登録事項証明書」に替わる新たな行政書士資格の確認方法を採用することといたしました。

これにより電子証明書発行までの時間短縮が望めます。

記

１．変更内容

現在、日商では、『利用申込書』に記入された「１-G電子証明書の行政書士名簿に関する事項」（「登録番号」、「事務所の名称」、「所在地」等）について、本会発行の「登録事項証明書」により確認していますが、変更後は、本会へ直接確認する方法が採用され、「登録事項証明書」の添付は、不要となります。

２．本変更に伴う留意点

本変更後、申込みを行おうとする会員は、上記事項の記入について、各自が所持する「行政書士証票」を参照し、或いは本会ホームページにある会員・法人検索システムを利用参照の上、正確に転記していただく必要があります。

また、万一、各事項の記載内容が実際と異なっている場合は、事前に行政書士名簿の登録内容を変更するための所定手続きが必要となりますので、照会を受けた際には、その旨を説明願います。

３．申し込み方法の変更時期

平成２１年３月１６日（月）より、日商が受付ける申込み分から「登録事項証明書」の添付は、不要となります。

４．その他の申し込み必要書類については、これまでどおり変更ありません。

また、この申込み方法の変更後も、当分の間、これまでの「登録事項証明書」添付による申込みも有効として受付けます。

５．行政書士用電子証明書の取得方法の詳細については、日本商工会議所ビジネス認証サービスのホームページをご参照願います。

参照先：http://ca.jcci.or.jp/bcs1/bcs1g/index.html

６．他、詳細につきましては、日本行政３月号の本見出しの告知記事をご参照下さい。

日光国立公園（那須・塩原地区）内での自然公園法に基づく許可申請等について

～日光市より～

日光国立公園（那須・塩原地区）内での「自然公園法及び施行令に基づく協議の申出、認可、承認、許可の申請、届出、報告（以下、「申請等」という。別紙参照）」については、これまで栃木県知事に行う（又は栃木県知事を経由する）こととしておりましたが、下記により、直接、環境省あて申請等を行うことになりましたのでお知らせします。

記

１　新たな申請等の場所
環境省　那須自然保護官事務所
那須郡那須町大字湯本 199-14
（TEL0287-76-7512）

２　変更となる日
平成２１年４月１日から

（別紙）

自然公園法施行令により都道府県知事を経由しなければならないとされている申請等

	自然公園法及び施行令の条文	条文の内容
1	法第９条第２項の規定及び第１６条において準用する第６条第１項の規定による協議の申出	地方公共団体が国立公園に関する公園事業を執行すること及び事業を変更することについての環境大臣への協議
2	法第９条第３項の規定による認可の申請	地方公共団体以外の者が国立公園に関する公園事業を執行することについての環境大臣への認可の申請
3	第５条及び第１１条（これらの規定を第１６条において準用する場合を含む。）並びに第１６条において準用する第７条及び第８条第１項の規定による届出	・公園事業を執行する者による管理・経営の方法、相続・合併等による地位の継承の環境大臣への届出 ・公園事業を執行する者（地方公共団体）による事業の休止・廃止、譲渡による承継の環境大臣への届出
4	第６条第１項、第７条及び第８条第１項の規定による承認の申請	公園事業を執行する者（地方公共団体以外）による事業の変更、休止、廃止、譲渡による承継の環境大臣への承認申請
5	第１２条第１項（第１６条において準用する場合を含む。）の規定による報告	環境大臣が命じることができる事業の執行報告
6	法第１３条第３項、第１４条第３項及び第２４条第３項の規定による許可の申請	国立公園特別地域・特別保護地区内での行為に係る環境大臣への許可申請 ・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土石の採取 ・広告物の掲出 ・土地の形状変更　など
7	法第１３条第６項から第８項まで、第１４条第６項及び第７項、第２４条第６項及び第７項並びに第２６条第１項の規定による届出	・国立公園普通地域内での行為に係る環境大臣への届出 ・国立公園特別地域、特別保護地区内での地域指定前の行為着手、非常災害時の応急措置に係る環境大臣への届出 ・国立公園特別地域内での木竹の植栽、家畜の放牧に係る環境大臣への届出
8	法第２８条第１項（法第１５条第３項第６号に係る部分を除く。）の規定による報告	環境大臣が求めることができる許可者等への実施状況の報告

お知らせ

日光市は、平成21年4月1日から特定行政庁の業務を開始しますので、建築確認申請等の取扱いが次のように変わります。

■ 提出先・・・**日光市建設部建築住宅課**になります。

■ 提出部数

書類名	部　数	備　考
確認申請書	正1部・副1部	消防同意を要するものは、副本を1部追加 構造計算適合性判定を要するものは、副本を1部追加
建築計画概要書	1部	図面はできる限りA4サイズに納めてください。
建築工事届	1部	

■ 手数料・・・現行の県手数料と同額です。

■ 支払方法・・納付窓口払いとなります。

※　県の収入証紙は、使えませんのでご注意ください。

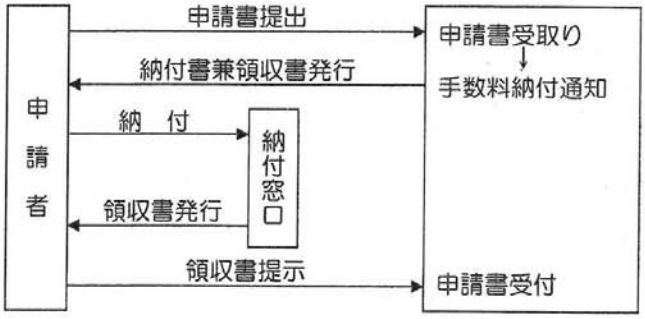

納付窓口は、本庁会計課・総合支所会計係・指定金融機関等になります。

■ 業務移行中の取扱い

業務移行に伴い、次の期間の申請につきましては、4月1日以降の受付となります。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

3月23日（月）から3月31日（火）まで

■ くわしくは

日光市建設課　建築係　電　話　0288（21）5161
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0288（21）5176

平成 21 年 1 月、2 月：日行連にて“東京会 ADR 認証申請 4 項目”の裁判外紛争解決研修会が開催されましたのでご報告いたします。この件に関し、栃木会が新たな道にすすむ判断基準の一つとして述べさせて頂きます。私自身は民事訴訟法および刑事訴訟法の学習修了者として、お役立ちできる様努力しております。この案件は成年後見と共に行政書士会にとって大切な分野の一つであると考えます。日本人の人口減少に反比例するように定型業務のインターネット申請が加速されるでしょう。そこで司法制度改革により国民への司法サービスの簡便性及び廉価性・安全性の要求に対し、行政書士会は、夫々の地域において社会貢献および行政等の法務サービスを、この新たな分野にて活躍するための条件整備が“ＡＤＲ”であります。

栃木会の地域的環境からみると、この４項目中どの分野が、又は全ての分野が必要なのか考える時と思います。

認証申請第一項目：『居住用建物賃貸借に関する敷金返還または原状回復をめぐる紛争』

この分野は行政書士の業務として立ち上げ、定着を図るべきと考えます。そして、不動産業務、マンション・アパート管理、住宅等の専門分野の知識を充実させ、夫々の先生方が得意とする現在の業務範囲との関連性を考慮して進めてゆくべきです。

認証申請第二項目：『外国人の就労・就学に関する紛争』

現在入管業務に関しましては行政書士会と弁護士会の専門業務となっております。現在は不況のため入国する方々は少なくなっていますが、近い将来必ず景気は回復致します。其の時のために、いま学び実力をつける時と考えます。そして、世界各国から来られる日系の方々並びに在留資格 27 項目により上陸を認められた方々のために行政書士会における“外国人の就労・就学に関する紛争”の解決を促す“ＡＤＲ”があります。夫々の国の言語、習慣、そして「ことば」に対する捉え方の違い。それらを知悉している行政書士が、行政との諸々のサービスを行うのがベターと考えます。社会貢献・国際貢献を行うべきでしょう。

認証申請第三項目：『自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争』

この分野は、地球温暖化、エコ、健康と言うファクターから今後さらに自転車利用者が増加すると考えます。自転車は軽車両であり道路交通法上は車道通行が原則です。けれども大半が当然のごとく歩道を通行しております。しかし、ひとたび歩道上で自転車と歩行者が衝突等し、人身事故が発正すると、過失割合の大半は自転車運転者 100 に対し、人は 0 に近いものとなります。よって、補償額も膨大となります。この様な事故の場合、加害車両運転者が未成年（６歳以上）であっても、本人又は監督義務者の民事上、刑事上、そして行政上の責任は免れません。
全国の自転車と歩行者の事故は１０年間で４倍強に増加（日経新聞 2008.05.31）しております。

認証申請第四項目：『動物愛護に関する紛争』

この分野は“ＡＤＲ”及び通常業務としても行政書士が係わりたいと考えます。愛玩動物（ペット）・愛護動物の両者を包含した動物取扱いに関する登録、医療ミス、医療加護、消費者契約法が必要な売買トラブル、咬傷トラブル、近隣（騒音・臭気）トラブル等、諸々の問題が考えられます。愛護動物等の飼育者の方は、その動物に対して、自分の子供、又はそれ以上の思い入れを持っていると言われています。よって、その点において重要な分野でしょう。

上記の１から４に付きまして業務開発部では、どの様に対処するのが最良であるかを検討し、執行部に報告する予定です。　（業務開発部長　廣田秀男）

支 局 情 報

【那　須】

那須支部研修会開催

２月７日（土）午後１時３０分から、西那須野公民館において、那須支部としては、平成２０年度第３回目となる研修会が開催されました。

今回は、「相続関係業務の事例研究」というテーマで、講師は厚木壽夫先生にお願いしました。厚木先生が、今まで経験された相続関係業務の中から３つの事例（遺言書があったケース、相続財産に未登記の建物があったケース、相続後の財産について、相談を受けたケース）を挙げていただきました。それぞれの事例で厚木先生のなさった調査や対応の内容まで、具体的にお話いただきました。相続については、昨年も那須支部で研修を行っておりますが、身近な問題であるだけに、内容も対応も様々です。研修に参加していた会員も相談を受けることが多い問題であるだけに、この研修で、厚木先生に講義いただき、各自の経験等と重ね合わせたことで、多くの質問がでました。その質問に対しては、講師の厚木先生からだけでなく、多くの会員からもご自身の経験から、お話いただくことができました。

今回の研修では、相続業務が行政書士業務の幅を広げることができる分野であるということを再確認でき、また、多くの先生方の経験を伺うことができた貴重な研修となりました。今後の相続業務における対応の幅も広がったのではないでしょうか。

（支局長　冨田倫子）

【鹿　沼】

研修会開かれる

さる、２月１７日（火）午後６時より、鹿沼市情報センターにおいて、鹿沼市情報センターにおいて、鹿沼支部の研修会が、多くの会員が参加して開かれました。

内容は、いま関心のある「悪徳商法に狙われる」と「インターネットの落とし穴」の、鹿沼市消費者生活センターによる、出前講座した。

「悪徳商法に狙われる」については、（こんな相談がありました）ということについて、渡辺さんからお話があり、いろいろな事例を挙げ、どう対処したらよいか、適正なアドバイスがあり、悪徳商法にあわないようにするための、大変有意義な講座でした。

「インターネットの落とし穴」については、酒井さんから（ネット社会は危険がいっぱい）ですよ、ということで、利便性と危険性・どう守る？情報セキュリティ・ネットショッピング・決済方法の多様化・ひとりで悩まないことについて、詳しく話があり、沢山の質問も出て、納得した私たちにとっては、今後の業務運営にも、参考になったことでしょう。

（支局長　山ノ井一男）

支局かわら版

「おやま縄文まつりの広場」

小山支部

小山市東部の絹地区にある寺野東遺跡は、2004年に「おやま縄文まつりの広場」として開園し、併設された施設では見学に先立ち、遺跡の概要を学ぶことができます。

寺野東遺跡は、1990年から5年間、工業団地造成に伴い発掘調査が行われ、3万2千年前の旧石器時代から平安時代までの集落や墓地であったことがわかりました。調査範囲は、全体の2割程度にとどまり、後生の研究に託し現在は埋め戻してありますが、1995年には国史跡に指定されています。

まず、併設されたガイダンス施設で発掘された土器や土偶、復元された模型などが見学でき、発掘作業の様子や遺跡についてビデオ観賞もできます。また、屋外展示施設として、約3000年前の木組の実物を見ることができます。この木組は、水を利用するために作られた木組遺構のもので、小川の川底や岸辺に四角の木枠や板を組んで、木の実のアクを抜くための水さらしの施設とされていました。広場には、約4000年前に作られ水場遺構もあり、浅い川の水をひき込み、川岸にはU字状に掘りくぼめて水を溜めるなど、高度な知恵と技術があったと推測されます。

広場の中心に広がっている環状盛土遺構は、現在では芝生が敷きつめられ、直径約165m、幅15mから30mの半円形の盛土部分と、その内側のくぼんだ部分からなり、その大きさに圧倒されます。約3800年前から千年間にもおよび、内側を少しずつ削り、その土を外側に盛り上げることを繰り返し作られました。もとは円形だったようですが、河川の浸食や用水の掘削により東側は削られてしまったようです。さらにその中心付近には、石敷台状遺構があります。この遺構がどのような目的で作られたのかは不明ですが、天気の良い日には、筑波山を見る絶景の場所ということです。

最後に、縄文体験コーナーがあります。「縄文土器パズル」に是非、挑戦してみてください。

◇おやま縄文まつりの広場◇

小山市大字梁2075-4

TEL　0285(49)1151

開園時間：午前9時～午後4時30分

休 館 日：月曜日(祝日の場合は翌日)

祝日の翌日(土・日の場合はのぞく)

年末年始(12月28日～1月4日)

入 館 料：無料

(支局長　坂入真紀)

お米と俵と日本人

米は神代の昔から、といえるように「お米」は日本人にとって、切っても切り離せないものなのです。

日本文化は「古代米」から始まり、そのお米に使われている「俵」も、共に関係しているといっても、過言ではありません。

また「お米は」は、生活を営んでゆく上に、欠かすことが出来ず、日本の食文化に寄与し、古代から現代に至るまで、いたるところにかかわりを持っており、時には不足をすると、大昔から大騒動にもなっている物なのです。

主食は「お米」であることは、勿論ですが、現在は使われておりませんが、数十年前まで使われておりました。米を入れるための「俵」という物も、文化の向上に多く関係しています。

「俵」は縁起物の「大黒様」が乗っているもので、皆さんもよくご覧になったこともあることでしょう。

この「俵」の形から作られた、といわれています、もっとも高価なものに、皆様がよくご存知の、誰でもほしがった、お金の「大判」や「小判」があります。

また、「大黒様」の持ち物でもあります、打ち出の小槌も「俵」の形を模写したとも言われています。

そのほか世界でも、日本だけで行われている、相撲の土俵は「俵」を使って作られており、「得俵」というものもあります。

なお、昔の方たちが、履物として使われておりました、「わらじ」というものも、「俵」の形から生まれたとも言われております。

そして、現代では多くの皆さん、特に子供たちからも喜ばれている、「コロッケ」という食べ物も、この「俵」の形から出来たといわれ、この形が日本人の心をとらえ、大変好評のゆえんとも、言われております。

このように、古代から現代に至るまで、『お米』と『俵』は、現物と同時に、その形が日本の文化の発展に、大きく影響を及ぼしており、喜ばれてもおります。

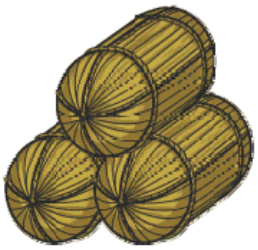

（支局長　山ノ井一男）

第２０回全国女性行政書士交流会イン静岡

２月２８日から３月１日において静岡県女性行政書士会員のご尽力により東伊豆町稲取温泉で開催されました。北は秋田県、南は福岡県から全国より１００名が集合しました。栃木会からは土方美代会員（小山支部）岸清美会員、手塚理恵会員（宇都宮支部）が参加しました。

「稲取温泉観光協会事務局長」渡邊法子氏の講演に続きグループに分かれ分科会が行われました。分科会では各県の許認可の情報交換、家庭との両立など話が尽きませんでした。懇親会では静岡の名物料理でもてなしを受けました。

翌日は、「雛のつるし飾り」「河津桜」「下田」とバスで観光し、充実した２日間を過ごしました。又来年会うことを約束し、１年頑張ろうと思いました。

栃木会の女性会員の皆さん、ぜひ来年は一緒に参加しましょう。

（宇都宮支部　手塚理恵）

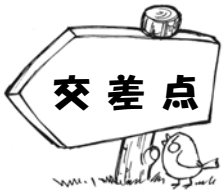

おじゃましま～す！

今回は、親子で行政書士をなさっている齋藤法務事務所にお邪魔しました。入会 2 年目にして、行政とちぎの編集を任されている齋藤丈威会員のお父様でいらっしゃる齋藤保会員は、全国的にも珍しい鑑識鑑定士。フレッシュな丈威会員と実に興味深いお仕事をなさっているお父様の保会員とのおふたりにお話をうかがいました。

宇都宮市田原街道沿いに位置した明るい事務所を訪ねると、「どちら様でしょうか。」と丈威会員。・？・？・よーくみると、なんとそっくりな弟さん。2 歳違いの弟さんは、お父様の鑑識のお手伝いしているそうです。丈威会員同様、実にさわやかな好青年。丈威会員がお留守なので、お父様のお話をうかがうことに・・。

息子さん 2 人と一緒にお仕事とは、うらやましい。

鑑識鑑定士のお仕事とは？

警察の指紋鑑定を３０年間勤め、『鑑識の職人』として独立。現在、㈱齋藤鑑定証明研究所の代表として、指紋鑑定をはじめ、筆跡・陰影・各種痕跡・現場鑑識等の鑑定と全国から依頼を受け、TV ドラマのようなお仕事をなさっていらっしゃる。

冤罪を晴らしたということもおありとか。(あの狭山事件にも鑑定書を提出。）まさに正義の味方。

現在一番多い依頼は、遺言書の鑑定で、偽造ではないかと持ち込まれるケースだそうです。そこで、考えたのが、10 指の指紋を押印した指紋鑑定書付の遺言書。

興味深い話をお聞きしているところに丈威会員が事務所に戻って合流。

お仕事での息抜きは？

（父）　釣りとゴルフとカラオケかな。

（釣りは、自然の中にいられることがなによりと天気次第の岩魚釣りなどは、仕事をやりくりしてでも出かけたいという太公望。親子共通の趣味でもあるそうです。）

ゴルフも一緒に行けたらと思うのだが・・。(と息子さんをチラッと見ながら、残念そうでした。）

カラオケは 5 年前に付き合いで始めたのだが、昨年は栃木 TV のグランドチャンピオンになった（そうです。）

すばらしい。丈威会員は？

（子）　・・歌は・・・ちょっと

（父）どうやら DNA がいかなかったみたいだなあ。

（・・実は、ここからも面白いお話をたくさんうかがったのですが、紙面の都合にて割愛・・・）

お父様から息子さんへのメッセージをお聞かせください。

相手の言うことはよく聴くこと。そして、自分の手にあまれば、誰かにつないでいくこと。(なるほど、人とのつながりを大事になさっているからこそ全国から依頼をうけるのですね。）

では、息子さんからお父様へのメッセージを。

鑑定という事実証明で人を救ってあげることもできる。そのようなところを誇りに思っています。

でも、ちょっと、しゃべり過ぎです。

（父）ニコニコ。では、ここらで退散。

楽しいお父さまですね。

（子）あのー、ぼくほとんどインタビューうけてませんが・・

あれ、そうでしたね。丈威会員の趣味は？

週に１、２回位通っているボクシングくらいです。(えっ。そのもの静かな風貌からは、ちょっと想像できませんが・・・）

あとはマンガ。(今でも月 2～3 冊のペースで増え続け、天井裏の蔵書は 600～700 冊とか。）

最後はまじめに、丈威会員より一言

まだ、得意業務というものはありませんが、手がけたものは産廃の収集運搬･風俗営業などです。今後、行政手続きを中心に、自他共に認める事の出来るような専門分野を３～４個を目標に確立していきたいと思います。（ひかえめで誠実なお人柄はだれにでも好感をもたれると思います。）

親子 3 人の素敵な絆が伝わった事務所訪問。
心地よい思いで事務所を後にいたしました。
長時間、お邪魔いたしました。

（支局長　齋藤順子）

選挙管理委員会のスケジュール

平成 21 年度は役員改選の年です。当栃木県行政書士会選挙管理委員会は、役員選任規則に基づき下記のとおり選挙事務を行う予定です。

つきましては、役員選任規則及び選挙管理委員会運営規程をご覧になり、ご理解の程宜しくお願い致します。

	３月２日（月） 委員会の設置
４０日前 までに 告示日から７日前 立候補届出期間	４月１０日（金） 会長選挙告示日
	４月１６日（木） 会長立候補届出締切
	４月１７日（金） 会長候補者名告示
２０日前 までに	４月３０日（木） 会長立候補者 辞退届締切
	５月１日（金） 会長辞退者名告示
１５日前 投票箱を会館 事務局に設置 （不在投票期間）	５月７日（木） １５日前までに選挙 広報を会員配布
前日	５月２１日（木）
開票日 投票箱を議場内 に設置	５月２２日（金） 会長選挙期日 （総会当日）

投票の期間16日間

連絡事項

①４月１０日頃告示通知文発送予定。

②会長候補者名等は、行政書士会館に告示しますので、ホームページ及び電話にてご確認ください。

③５月１日頃選挙広報及び投票用紙等発送予定。

※万が一５月７日までに投票用紙が届かない場合には、速やかに事務局までご連絡ください。

④５月７日より５月２１日までは、事務局内投票所にて投票ができます。郵送による場合は、この期間内に到着するようにして下さい。

⑤投票当日は、投票用紙を忘れずにお持ち下さい。忘れた場合は投票できません。

選挙管理委員

委員長	小山支部	市村　忠男
副委員長	宇都宮支部	市川　浩一
	足利支部	木村　昇
	佐野支部	石田　稔
	栃木支部	松本　明
	芳賀支部	平井　弘子
	塩那支部	長谷川久夫
	那須支部	田沼　芳友
	日光支部	福田　豊
	鹿沼支部	大貫　茂

※立候補を希望される方は、事務局に立候補届・推薦届を請求し、届出期間に提出して下さい。

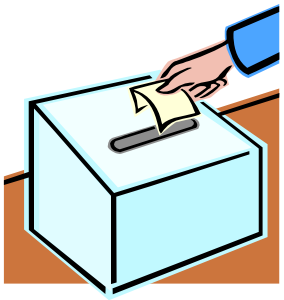

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 21 年 2 月 28 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	宇都宮 大川 新太郎	H21.2.1	320-0814	宇都宮市三番町 3 番 40 号	028-635-5599	
	宇都宮 生沼 忠男	H21.2.1	320-0075	宇都宮市宝木本町 1835 番地 8	028-666-3558	
	宇都宮 谷中田 悟	H21.2.15	321-0151	宇都宮市西川田町 923 番地 20	028-908-4411	
	宇都宮 青野 勤	H21.2.15	321-0169	宇都宮市八千代 1 丁目 14 番 22 号	028-659-1422	

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	川田 英司	TEL	028-616-2635
宇 都 宮	岡井 正樹	事務所名称 TEL	行政書士おかい法務事務所 028-601-8673

平成21年度
栃木県行政書士会定期総会
日本行政書士政治連盟栃木定期大会

日時：平成２１年５月２２日（金）
　　時間については、未定です。
場所：「ホテル東日本宇都宮」
　　〒320-0013
　　宇都宮市上大曽町 492 番地 1
　　TEL　028-643-5555（代）

編集後記

「行政とちぎ」の記事につきまして、いつもご協力頂きありがとうございます。
業務に必要な情報を迅速に掲載していきますので必ず読んで下さい。
（広報部　手塚理恵）

行政とちぎ３月号 No.387

発行人　栃木県行政書士会　会長　浅野吉知
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

春の交通安全県民総ぐるみ運動

マナーアップ！あなたが主役です

いいひと いいマナー つぎつぎ "とちぎ"

2009.4.6(月) ▷ 4.15(水)

運動の重点

☆全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

☆自転車の安全利用の推進

☆飲酒運転の根絶

平成20年度交通事故防止ポスター優秀作品
県立小山高等学校　飯田　のぞみ さん

運動の基本

☆「子どもと高齢者の交通事故防止」

栃木県交通安全シンボルマーク

4月10日(金曜日)は(国民運動)

交通事故死ゼロを目指す日

主唱　栃木県・栃木県交通安全対策協議会